

投資等ワーキング・グループの運営方針について

令和元年 12 月 2 日
投資等ワーキング・グループ

1. 運営の基本方針

「成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し」という視点の下、他の部会及びワーキング・グループの所掌に属さないテーマに関して経済社会の環境の変化に即した効果の高い規制改革に取り組む。

2. 審議項目

(1) 重点的に取り組む課題

ア フィンテックによる顧客利便性の向上

キャッシュレスの進展の中で、決済法制の見直し等により、顧客に利便性の高い決済手段を提供する。

イ 経済社会の環境の変化や技術革新に対応した新たなサービスの活用のための規制改革

多様な移動ニーズにしなやかに対応するため、ICT 等を活用し、タクシーの利便性を高めるサービス等を実現する。

ウ 電波・通信制度改革

Society 5.0 時代の基盤となる 5G や通信・放送の融合等新たな技術の進展に対応した規制の改革を行う。

エ スタートアップを促す環境整備

新規事業者の資金調達の円滑化のため、取引所の内外を問わず柔軟な取引環境の整備をする。

(2) 規制改革実施計画（令和元年 6 月）など過去の成果のフォローアップ

本会議決定に基づき、規制改革実施計画（令和元年 6 月）等に盛り込まれている規制改革項目のうち、「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」、「総合取引所の実現」、「電力小売市場の活性化」、「ガス小売市場における競争促進」、「電波制度改革」、「放送を巡る規制改革」についてフォローアップを行う。これ以外の規制改革項目についても、必要に応じて当ワーキング・グループにおいてフォローアップを行う。

3. 答申等

来年 6 月を目途とした答申の取りまとめに向けて、個別の審議項目ごとに論点整理を行う。また、必要に応じて意見を取りまとめる。

以上